

地区（自治会）に加入して、 地域づくりをお願いします！

新富町では、行政事務の執行を効率的かつ円滑に行うために、地区（自治会）を設置し、様々な面でご協力をいただいています。

地区（自治会）では、地域課題の解決に取り組み、「子どもたちが安全に遊び学べる環境をつくりたい」「自分の住むまちをきれいにしたい」など、そこに住んでいる誰もが住んで良かったと思えるような地域づくりを行い、親睦行事などを通じて住民同士の交流を深め、失われつつある地域コミュニティの維持向上を図っています。

1 地区（自治会）の必要性と役割

●助け合い

地区（自治会）に加入することで、子どもから高齢者まで幅広い世代と接することができます。お互いを知り理解しあえることで『いざ』という時に助け合える関係を築くことができます。

●連携・親睦

地域住民の交流を深めるため盆踊り、夏祭り等のレクリエーション活動を行っているほか、子供会・婦人会・敬老会等を通して、地域住民の連携を深めることができます。

●地域づくり

防犯のための街路灯・防犯灯の管理、子どもや高齢者を見守る交通安全対策、きれいな町づくりのための清掃活動やゴミステーション管理など、住みやすくより良い地域づくりができます。

●情報

地域や行政からのお知らせ・連絡事項など、暮らしに関わる重要な情報を入手することができます。

●相談・要望

道路・側溝を直して欲しいなど、日常生活の環境整備に関する相談・要望をする際は、個人でするよりも地区（自治会）を通して相談・要望することで、地域全体の課題・問題とすることができ、行政に対し、住民の声を反映させる機会が増えます。



2 地区（自治会）費の主な支出

●防犯・防災費

防犯灯・街路灯の維持管理費、電気使用料、防災資機材購入等に関する経費

●交流活動費

お祭り、運動会、子供会・婦人会・敬老会などの各種行事の経費

●その他

集会所の管理運営に必要な経費や、地元消防団活動費、地域の助け合い活動のための経費など



3 地区（自治会）に関するQ&A

Q1 地区（自治会）に加入してもメリットがないのでは？

A1 地区（自治会）に加入することで、コミュニケーションが広がり、行事などの活動を通じて、地域住民の方と親睦を図ることができます。このことが、災害等の緊急時などの『いざ』という時の助け合いに役立ちます。

ご存じない方も多いと思いますが、実は日ごろ何気なく利用している防犯灯やごみステーションなどの管理、防犯パトロール（子どもの見守り）は地区（自治会）が行っています。日常生活上の環境整備に係る要望などを地区（自治会）がまとめて町に伝え、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。一個人の要望では実現困難でも、地区（自治会）という住民の総意があれば実現可能な範囲が広がります。

また、町が発行する広報誌やチラシなどの配布や回覧で、各種の生活情報や身近なイベント情報等を入手することができます。



Q2 地区（自治会）に必ず入らないといけない？

A2 地区（自治会）への加入は強制ではありませんが、防犯灯やごみステーションの維持管理、防犯パトロール（子どもの見守り）などは、地区（自治会）が行っています。生活していく中で、個人では解決しにくい問題が発生する場合があります。

このような場合に地域の調整役として地区（自治会）が必要であると考えておりますし、より住みやすい地域にするため、また、災害など『いざ』という時は、地域での助け合い・支え合いが必要となりますので、趣旨をご理解いただき、加入を検討してください。

Q3 忙しくて地区（自治会）活動に参加できないけど？

A3 地区（自治会）活動は強制的ではないので、区長や地区の役員の方にご相談いただきながら、仕事が休みの時などお時間があるときにご参加を検討してください。

Q4 税金を払っているのだから、役場が地域のことをすべきではないか？

A4 社会状況の変化により住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域で新たな課題が多くなってきたことで、全ての問題や課題を行政だけで対応することが難しくなってきました。そこで地区（自治会）でできることと役場でしかできないことを役割分担しながら、地域の実情に合った解決方法を模索し、住民が主体となって取り組むことが必要であると考えております。地区（自治会）が行政活動の一部を担っていただけることで、役場は、様々な行政サービスの提供を行うことができます。

東日本大震災の時には、被災直後、行政が対応できない間の救援活動等で自治組織が大きな役割を果たしたと言われております。役場としては、地区（自治会）と協働して地域づくりを進めて参りたいと考えております。

地域の人を知る



Q5 地区（自治会）の加入は義務ではないのに、違法ではないのか？

A5) 地区（自治会）への強制加入の義務はありませんが、法に反するものでもありません。皆さんが気づいていないところで、地区（自治会）は地域の防犯安全や環境美化に役立っています。例えば、道路脇で夜道を照らしている防犯灯が地区（自治会）によって維持管理されているのをご存知でしょうか？ごみステーションの維持管理も地区（自治会）が行っています。

地区（自治会）の活動にご理解をいただき、加入をご検討ください。



Q6 地区（自治会）という組織は、閉鎖的で活動に参加しにくい。

A6) 確かに、地区（自治会）は、特定の住民が活動に参加するように思われ、閉鎖的に感じられるかもしれませんが、各地区（自治会）においては、より多くの住民の皆様がご参加いただけるように、総会の場等で住民の意見を幅広く取り入れ、その結果を次年度の事業計画に反映させています。全ての住民にご納得いただけるような地区（自治会）運営は難しいかもしれませんが、多くの住民が参加できる活動もありますので、気軽にご参加いただければと考えております。

Q7 学生・単身等で長く住む予定がないので、加入したくない。

A7) 地区（自治会）で維持管理している防犯灯やごみステーションなど、地域の安全確保や環境整備といった、みなさんがお気づきになっていないところで皆さんのお役にたっています。

短期間ですが、何かのご縁でこの地域に住まれることになったのですから、地区（自治会）の存在意義を是非ご理解いただき、加入をご検討ください。



4 地区（自治会）に加入するには

- あなたが、転入（転居）された地区（自治会）は『』地区です。
- 地区（自治会）の代表者である区長は、『』さんです。
- 区長の電話番号は、『』です。
- 地区（自治会）加入手続きにつきましては、区長かご近所の方にお尋ねください。

新富町役場直通電話番号一覧

令和8年4月1日 現在

課名	直通電話番号	主な仕事の内容
総務課	☎ 33-6002	人事・行財政改革・情報公開・人権・選挙管理委員会
	☎ 32-0196	秘書・広報誌・防災ラジオ放送
	☎ 33-6061	消防・交通安全・地域防災・防犯・防災行政無線・防災ラジオ
総合政策課 (まちづくり推進室)	☎ 33-6012	企画政策・統計調査・市町村合併・企業立地・協働ボランティア・NPO
	☎ 32-1222	まちづくり事業・スタジアム・国道10号新富バイパス・スマートインターチェンジ
財政課	☎ 33-6011	財政・町有財産・入札・旧土地開発公社
基地対策課	☎ 33-6027	新田原基地周辺対策及び関連事業
デジタル推進課	☎ 33-6501	情報政策・有線ラジオ放送施設・DX
税務課	☎ 33-6075	固定資産税・地籍調査・家屋台帳・償却資産台帳・土地家屋評価証明
	☎ 33-6076	住民税・軽自動車税・国民健康保険税・税に関する証明
	☎ 32-1880	税の収納及び還付
町民課	☎ 33-6071	転入転出届・出生届・死亡届・外国人登録・戸籍住民票・印鑑登録証明・身分証明・年金・マイナンバーカード・消費生活
	☎ 32-1770	「戸籍に記載される振り仮名の通知」に関する問合せ窓口
新田支所	☎ 33-1018	転入転出届・戸籍住民票・国民健康保険資格喪失届・出生届・死亡届 印鑑登録証明・税に関する証明
いきいき健康課 (保健相談センター)	☎ 33-6059	子育て世代包括支援センター「まある」・育児相談・予防接種・栄養指導・健康診査・がん検診・歯科保健・精神保健・自殺対策
	☎ 33-6026	国民健康保険給付・国民健康保険資格喪失届・後期高齢者医療
福祉課	☎ 33-6382	社会福祉・障がい福祉・重度障害者自立支援医療（更生・精神・育成）
	☎ 33-1293	保育所・幼稚園・児童福祉・乳幼児及び児童生徒医療・母子・寡婦福祉・子育て支援・こども家庭総合支援センター「ハブリカ」
あんしん長寿課 (包括支援センター)	☎ 33-6056	介護保険・高齢者福祉
	☎ 33-5727	地域包括支援センター・認知症初期集中支援チーム
	☎ 32-0263	地域包括ケア推進
産業振興課	☎ 33-6034	農産園芸特産・水産・林産・畜産
	☎ 33-6029	商工・観光・各種イベント
農地管理課	☎ 33-6038	農業基盤整備・農道・農業用排水路・農地中間管理事業
農業委員会	☎ 33-6043	農地の売買・贈与・貸借・転用・農業者年金
都市建設課	☎ 33-6017	町営住宅・建築の確認申請・都市計画・公園管理（富田浜公園等）
	☎ 33-6018	町道・河川・東九州自動車道
環境対策課	☎ 33-6072	し尿処理施設管理・ごみ・狂犬病予防注射及び犬の登録・防疫・墓地・合併浄化槽・空き家対策
会計課	☎ 33-6049	出納・指定金融機関
議会事務局	☎ 33-6139	町議会・監査委員
教育総務課 (国スポ推進室)	☎ 33-6079	学校教育・町立小中学校
	☎ 32-1515	国民スポーツ大会推進
生涯学習課 (総合交流センター)	☎ 33-1022	総合窓口・生涯学習講座・青少年育成・スポーツ事業・文化財
	☎ 32-7878	図書館
	☎ 32-7733	カフェ
上新田地区町民サービスコーナー	☎ 35-1120	戸籍住民票及び印鑑登録証明発行

■関係施設電話番号

新富町公民館	☎ 32-0281	富田小学校	☎ 33-1011	新富町工務所	☎ 33-0214
上新田公民館	☎ 35-1023	富田中学校	☎ 33-1012	一ツ瀬水道企業団	☎ 35-1381
新社会福祉協議会	☎ 33-4213	新田学園小学部	☎ 33-1014	新富町企業団	☎ 33-6046
新富町文化会館	☎ 33-6205	新田学園中学部	☎ 33-1015	新富町包括支援センター	☎ 33-5727
温泉水健康センター	☎ 33-1000	上新田学園小学部	☎ 35-1016	こゆ地域づくり推進機構	☎ 32-1080
新富町総合交流センター	☎ 33-1022	上新田学園中学部	☎ 35-1017	乗合タクシー	☎ 32-0164

※水道企業団の正式名称「一ツ瀬川管水用広域水道企業団」

■FAX番号

総務課 33-4862	総合交流センター 33-5928	一ツ瀬水道企業団 35-1383	一ツ瀬水道企業団 新富事業所 33-4424	社会福祉協議会 33-5418	こゆ地域づくり推進機構 32-1081
----------------	---------------------	---------------------	------------------------------	--------------------	------------------------